

7. 獣医衛生等

獣医衛生等の事務は、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録による鑑札交付と狂犬病予防注射の済票交付業務、動物の愛護及び管理に関する法律・東京都動物の愛護及び管理に関する条例等の法令に基づく動物の適正飼養、動物愛護の思想の普及・啓発、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業などの業務である。

[1] 飼い犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付

狂犬病予防法では、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止することを目的として、毎年1回狂犬病予防注射を接種しなければならないと規定している。わが国では昭和33年以来、狂犬病の発生はないが、平成18年11月、海外で犬にかまれた邦人が帰国後、狂犬病を発症し死亡するという事例が発生した。海外では依然として多くの国々で狂犬病による死者が出ており、流入に備え予防接種率を向上させる必要がある。

保健所では、4月初旬に狂犬病予防週間を設け、東京都獣医師会豊島支部と共同で定期集合注射を実施している。

なお、飼い犬の登録をしていないものに対しては、区の広報紙、区ホームページ等や獣医師を通じて登録の促進に努めるとともに、狂犬病予防注射を行なっていない犬の所有者に対しては督促を行ない、狂犬病予防注射の完全実施を目指している。

区分 年度	対象数 (頭) (※)	鑑札交付数(件)				注射済票交付数(件)		
		総数	登録	再交付	交換	総数	交付	再交付
19年度	6,654	1,039	899	63	77	5,301	5,295	6
20年度	6,783	834	728	38	68	5,459	5,458	1
21年度	7,127	986	787	102	97	5,688	5,677	11
22年度	7,488	999	795	87	117	5,853	5,845	8
23年度	7,760	1,013	785	104	124	6,086	6,070	16

(※) 対象数は各年度末現在の数。

[2] 犬舎等の施設数

豊島区化製場等に関する法律施行条例により、法令で指定する動物を飼養または収容する施設を設置し、都条例で規定する以上の動物を飼養または収容する場合は、区長の許可を受けなければならない。

保健所では、これらの施設の衛生を確保するため、許可時に、立ち入り検査を行なっている。

区分 年度	施設数
19年度	2
20年度	2
21年度	2
22年度	1
23年度	1

[3] 犬によるこう傷事故

犬による人の生命又は身体に侵害（こう傷事故等）があったとき、飼い主は適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、事故発生の時から24時間以内に、保健所に届け出なければならないとされている。保健所では事故届を受けた際、飼い主に対し指導を行ない、事故の再発防止に努めている。

区分 年度	こう傷 事故数 (件)	被害者数 (人)	畜犬登録の有無 (件)			狂犬病予防注射の 接種状況 (※) (件)	
			有	無	不明	接種済	未接種
19年度	4	4	2	0	2	1	1
20年度	5	5	5	0	0	4	1
21年度	5	6	4	1	0	3	2
22年度	2	2	0	1	1	0	2
23年度	7	7	3	2	2	3	2

(※) 加害犬が特定できない場合もあるため、事故件数とは一致しない。

[4] 苦情処理

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすようなことのないよう努めなければならないと規定されている。しかし、近年マナーの悪い飼い主による不始末のために、汚物汚水・悪臭等の苦情が後を絶たない。

保健所では、広報紙、区ホームページ等を利用したマナー啓発を行なっているほか、苦情者には啓発プレート交付などを行なっている。その他の苦情として、カラス、ヘビ、ハクビシンなどの動物に関する苦情も保健所によせられている。

(単位：件)

区分 年度	犬の苦情						ねこの苦情					その他の苦情	合計
	総数	放し飼い	汚物汚水	悪臭	鳴き声	その他	総数	汚物汚水	悪臭	鳴き声	その他		
19年度	308	3	279	0	4	22	476	211	8	4	253	77	861
20年度	339	12	260	1	13	53	423	185	2	4	232	56	818
21年度	308	13	255	0	12	28	351	203	6	2	140	33	692
22年度	134	11	79	0	15	29	313	96	26	8	183	45	492
23年度	127	5	92	1	15	14	158	95	13	2	48	16	301

[5] 人と動物の共生

平成18年度に区が参加を呼びかけ、獣医師・町会代表者・公募区民等の参加による「豊島区人と動物の共生会議」で、動物に関する問題解決と人と動物の共生に向けた対策の検討を行ない（平成18年7月～平成19年3月）、平成19年3月区長に提言書を提出した。

保健所では提言を受け、平成19年度11月から飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業を開始した。

(単位：頭)

区分 年度	助成頭数		合 計
	オス	メス	
19年度	26(6)	43 (3)	69 (9)
20年度	108(12)	133 (18)	241 (30)
21年度	155(13)	272 (31)	427 (44)
22年度	165(21)	237 (66)	402 (87)
23年度	117(63)	228(141)	345(204)

(注) () は地域猫活動実施地域での助成頭数（内数）。

[6] 犬の捕獲、動物の引取り・収容等

犬の捕獲及び動物の引取り・収容は東京都動物愛護相談センターが対応している。飼い主不明の犬に対する通報が保健所に寄せられた場合、同センターに連絡を行ない収容を依頼している。収容後は、収容状況の周知を行なうため一定期間の公示を実施している。

(単位：頭)

区分 年度	犬の捕獲 (公示)	ねこの収容 (公示)	犬の返還	ねこの返還
19年度	10	16	5	0
20年度	4	11	2	0
21年度	6	14	4	0
22年度	13	6	3	0
23年度	5	8	4	0